

### 第三章 コンクリートの品質

#### 第四條 強度

構造物の各部は材齡 28 日に於けるコンクリートの抗壓強度を基準として設計すべし。

#### 第五條 抗壓強度試験

工事施工者は工事着手前に責任技術者の要求に依り、使用せんとする材料、配合及水量のコンクリートの抗壓強度試験を行ふべし。

第四條及第五條に於けるコンクリートの抗壓強度試験は『コンクリート抗壓強度試験に関する標準方法』(附録第六章) に依るべし。